

令和6年3月13日

## 第27回京都市元離宮二条城保存整備委員会

### 次 第

#### 報告

- (1) 令和5年度における部会の協議内容とその結果について・・・資料 1-1-1～2-1-3

令和5年度における各部会の協議内容とその結果について

1 各部会の協議事項一覧は、以下のとおりである。

審議部会(時系列順)	事 項	
(1)第1回建造物部会 (令和5年9月8日)	報告(1)	重要文化財(建造物)本丸御殿保存修理事業
	報告(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)
	報告(3)	世界遺産二条城本格修理事業全体計画
(2)第1回記念物部会 (令和5年9月21日)	報告	本丸御殿等環境整備計画において史跡に関する事項について
(3)第1回障壁画部会 (令和5年10月25日)	議題(1)	第4次障壁画保存修理事業の一部変更について
	議題(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)
	報告(1)	障壁画模写事業について(模写制作・はめ替え)
	報告(2)	「展示収蔵館」令和5年度原画公開
	報告(3)	障壁画の貸出
(4)第2回建造物部会 (令和5年12月21日)	報告(1)	重要文化財(建造物)本丸御殿保存修理事業
	報告(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)
	報告(3)	世界遺産二条城本格修理事業全体計画
(5)第2回記念物部会 (令和6年1月18日)	議題	「史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画」の一部見直しについて
	報告	本丸御殿等環境整備計画において史跡に関する事項について

2 各部会の協議内容とその結果は、以下のとおりである。

(1) 建造物部会

審議回	事 項		別紙資料
第 1 回	報告(1)	重要文化財(建造物)本丸御殿保存修理事業	—
	内容・結果	工事全体の進捗状況についての報告を行った。鉄骨柱のサイズダウンに関する部会での検討の経緯を、修理工事報告書に記載するよう意見があった。	
	報告(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)	資料 1-1-1
	内容・結果	本丸御殿の本格修理後の公開整備事業について、公開方法・公開に向けた整備等を説明した。障壁画保護のため、照度・温湿度・紫外線等の計測を行うとともに、障壁画の劣化進行について模擬障壁画を用いた検証を行うよう意見があった。	
	報告(3)	世界遺産二条城本格修理事業全体計画	—
	内容・結果	本格修理事業の全体計画の見直しについて、その理由を説明した。第2回建造物部会では、課題と修理の優先順位等を説明するよう意見があった。	
第 2 回	報告(1)	重要文化財(建造物)本丸御殿保存修理事業	—
	内容・結果	工事全体の進捗状況についての報告を行った。	
	報告(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)	資料 1-2-1
	内容・結果	本丸御殿の本格修理後の公開整備事業について、より具体的な公開方法・公開に向けた整備等を説明した。障壁画保護のため本丸御殿内の環境モニタリングを進め、障壁画の影響を考慮した観覧人数調整の判断基準を定めるよう意見があった。	
	報告(3)	世界遺産二条城本格修理事業全体計画	資料 1-2-2
	内容・結果	本格修理事業の全体計画の見直しについて、今後の修理方針を説明した。観覧ルートとなっている門の安全性確保について、二之丸御殿の障壁画の修理開始時期等を、今後検討していくよう意見があった。	
	報告(4)	二之丸御殿保存修理工事基本計画(案)	—
	内容・結果	二之丸御殿の保存修理工事における基本計画の策定について説明した。工事車両の移動ルート、修理の時代設定等を今後決定していくよう意見があった。	

(2) 記念物部会

審議回	事 項		別紙資料
第1回	報告	本丸御殿等環境整備計画において史跡に関する事項について	—
	内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1キュービクルから本丸御殿間に敷設する電気配管について、仕様変更によって集約と簡略化を図り、ルートの一部変更を行った。結果、現状変更の分量が抑制された。</li> <li>・本丸東虎口の雁木に設置する電気配管について、当初は、階段となっている雁木を取り外し埋設する計画であった。施工性と安全性を検討した結果、動線に影響のない範囲に露出設置することになった。設置に当たっては、配管支持架台を用いるものとし、人止めを兼ねた目隠しフェンスを併設する。景観には一定の変化が生じるものの、史跡へ与える影響を抑制した。</li> <li>・外部分電盤から本丸御殿に通じる電気配管引き込みルートについては、最短距離となる位置へ変更した。結果、掘削面積が抑制された。</li> <li>・本丸御殿の外構については、現状を維持しながら最低限の工夫を施すことが前提である。その中で、本丸御殿の玄関の南西法にある植栽柵については、衰弱したクスノキを除伐し、外観を一定を整えることとした。</li> </ul>	
第2回	議題	「史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画」の一部見直しについて	—
	内容・結果	令和元年度に策定した「史跡旧二条離宮(二条城)保存活用計画」に、令和6年度に予定されている本丸御殿公開活用のあり方を反映するため、内容の見直しのための協議を行った。一部、令和元年度までの検討において、盛り込めていない事項については、追記することを提案した。結果、記述の表現や文化庁が作成した「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」との関係性に関しては、再検討するものとし、必要とされる一部の改訂とすることとなった。	
	報告	本丸御殿等環境整備計画基本において史跡に関する事項について	—
	内容・結果	第1・3キュービクル周囲における柵の設置について、意匠や色などの仕様が確定した。	

### (3) 障壁画部会

事 項		別紙資料
議題(1)	第4次障壁画保存修理事業の一部変更について	資料 2-1-1
内容・結果	(変更内容):修理に用いる材料の高騰により、第5次以降の障壁画保存修理事業に繰り越す白書院天井画1面について、面積の大きいものに変更する。	
議題(2)	重要文化財(建造物)本丸御殿公開整備事業(案)	資料 2-1-2
内容・結果	(いただいた意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地保存の障壁画の公開については、慎重に慎重を期して実施すべき。環境調査を実施するとともに、生物被害やチャートを入れた撮影を定期的に行う等の手段を用いて褪色のチェックを定期的に行うこと。</li> <li>・衝立の複製だけでなく、障壁画の複製についても将来的に考えるべき。</li> </ul>	
報告(1)	障壁画模写事業について(模写制作・はめ替え)	—
内容・結果	令和5年度は、遠侍、白書院の9面の模写画を制作し、白書院の7面をはめ替えた。令和6年度は、7面の模写画を制作し、8面のはめ替えを予定している。	
報告(2)	「展示収蔵館」令和5年度原画公開	資料 2-1-3
内容・結果	令和5年度の原画公開の内容について報告を行った。	
報告(3)	障壁画の貸出	—
内容・結果	令和5年度は石川県立歴史博物館「御殿の美」展に障壁画19面と飾金具4点を貸し出した。令和6年度予定なし	
報告(4)	杉戸の修理計画	—
内容・結果	(いただいた意見) <ul style="list-style-type: none"> <li>・二条城の事例が一番難しいと言われているのでここでの事例が他にも応用がきくと思われる。</li> </ul>	

## 重要文化財（建造物）本丸御殿公開整備事業（案）

## 1 公開の開始

令和6年夏頃を予定

## 2 公開の基本方針

本丸御殿の公開は、文化財保護の観点から、観覧人数や観覧範囲に制限を設けつつ、本丸御殿の価値や魅力をしっかりと伝えることを基本方針とする。

## 3 公開の方法

## (1) 観覧人数の制限

廊下が狭いため、観覧は少人数（10人～15人程度）のグループにて行うことにより、壁や建具などの破損を防ぐ。

## (2) 観覧範囲の制限

通常公開は、二之丸御殿同様、原則観覧経路を廊下とし、御常御殿2階などは通常公開しない。

## (3) 障壁画の保護

室内障壁画の退色を遅らせるため、いくつかの部屋は襖を閉じたまま公開し、室内に日光が入らないようにする。襖を閉める部屋は、一定期間（1か月など）でローテーションさせる。

杉戸絵（7組14枚）は、観覧経路上に位置しているためすべて取り外し、展示用フレームに入れて公開する。同時に公開できるのは3組6枚から5組10枚であるため、公開しない杉戸絵は復元土蔵収蔵庫に保存する。

## (4) 文化財維持・保全のための公開休止日

建造物や障壁画について劣化状況の調査や修繕を行うため、公開しない日を30日につき2日程度設ける。

## (5) 保存・運営資金の確保

本丸御殿の観覧料は、二之丸御殿同様、別料金を設定する。

通常は非公開とする御常御殿2階はMICE利用などで活用する。

## 4 保存整備委員会への説明

以上の公開方法（案）を、今年度の建造物部会、記念物部会、障壁画部会にて説明し、委員からいただいたご意見を参考にして公開方法を決め、今年度末に開催する保存整備委員会（親委員会）で公開方法を報告する。

## 5 公開に向けた整備

### (1) 防犯・防災設備

#### ア 防犯設備

観覧者が入るエリアを網羅するように、監視カメラを設置することを検討している。

#### イ 防災設備

消火器具、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避雷設備は保存修理工事にて設置済である。誘導標識について、個数や位置を消防局と協議の上、設置する。併せて、避難口で必要な所に、階段を設置する。

### (2) 今後の整備

#### ア 透明雨戸

一部の掛雨戸、雨戸及び舞良戸は、採光のため、透明雨戸に置き換えることを想定している。

掛雨戸（昭和期に設置）は撤去し、雨戸は戸袋に収納し、一部の舞良戸は別置保存することを検討している。



二之丸御殿の透明雨戸

#### イ スロープ（外部・内部）

外部に車椅子利用者等の仮設の入殿用スロープを設ける。掘削せずに地面に置くようなものとし、必要に応じて簡易に分解、移動できるものを想定している。また、屋内の観覧通路上に2箇所ある段差にもスロープを設けることを想定している。

## 重要文化財（建造物）本丸御殿公開整備事業（案）

## 1 公開の開始

一般公開：令和6年9月1日

## 2 公開の基本方針

本丸御殿の公開は、文化財保護の観点から、観覧人数や観覧範囲に制限を設けつつ、本丸御殿の価値や魅力をしっかりと伝えることを基本方針とする。

## 3 公開の方法

## (1) 観覧人数の制限

廊下が狭いため、観覧は少人数のグループにて行うことにより、壁や建具などの破損を防ぐ。

快適な観覧環境を整えることを目的に、日時指定かつ少人数観覧を導入する。

## (2) 観覧範囲の制限

通常の公開は、二之丸御殿同様、原則観覧経路を廊下とし、御常御殿2階などは通常公開しない。

非公開エリアも、特別入室などによる観覧を検討する。

## (3) 障壁画の保護

室内障壁画の退色を遅らせるため、いくつかの部屋は襖を閉じたまま公開し、室内に日光が入らないようにする。襖を閉める部屋は、一定期間（1か月など）でローテーションさせる。

杉戸絵（7組14枚）は、観覧経路上に位置しているためすべて取り外し、展示用フレームに入れて公開する。公開は1組とし、展示用フレームに入れ、御書院雲鶴二之間に置く。展示期間は今後の障壁画部会で検討する。公開しない杉戸絵は復元土蔵収蔵庫に保存する。

## (4) 文化財維持・保全のための公開休止日

建造物や障壁画について劣化状況の調査や修繕を行うため、毎月第3月曜日、火曜日を公開休止日とする。

## (5) 保存・運営資金の確保

本丸御殿公開に伴う観覧料収入で管理運営費用を賄うために観覧料を設定する。

## (6) 特別な体験・観覧

御常御殿2階、台所、御書院一之間・二之間・三之間は、ガイドツアーやMICE実施など、特別な体験・観覧を提供する。

## 4 公開に向けた整備

### (1) 防犯・防災設備

#### ア 防犯設備

観覧者が入るエリアを網羅するように、監視カメラを設置することを検討している。

#### イ 防災設備

消火器具、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、避雷設備は保存修理工事にて設置済である。誘導標識について、個数や位置を消防局と協議の上、設置する。併せて、避難口で必要な所に、階段を設置する。

#### ウ 透明雨戸

一部の掛雨戸、雨戸及び舞良戸は、採光のため、透明雨戸に置き換える。

透明雨戸の位置と数は、障壁画の照度が50ルクスを上回ることはないよう慎重に決める。

公開後は、障壁画周辺の照度・温度・湿度を記録し、障壁画への影響をモニタリングする。

透明雨戸と交換した掛雨戸（昭和期に設置）は城内にて保管する。

透明雨戸を設置して不要となる雨戸は戸袋に収納する。

#### エ スロープ（外部・内部）

外部に車椅子利用者等の仮設の入殿用スロープを設ける。掘削せずに地面に置くようなものとし、必要に応じて簡易に分解、移動できるものを想定している。

屋内の観覧通路上に2箇所ある段差にもスロープを設ける。

**資料 1-2-2**

## 世界遺産二条城本格修理事業全体計画（案）

### 1 現在の状況

- 令和6年度からの工事着手を予定していた第3期工事（二之丸御殿修理工事）について、平成30年の台風21号による破損、工事費の高騰等を踏まえ、修理工事費を見直したうえで、令和6年度からの3年程度で課題の検討・設計を行い、令和9年度以降の工事着手を目指す。

- ・ 二之丸御殿の工事着手が当初計画よりも3年程度遅れることなどから、令和6年度以降の本格修理事業の年次計画を見直す。

## 2 具体的な取組

### (1) 二之丸御殿修理工事のスケジュール

令和6年度～令和7年度：二之丸御殿修理基本計画策定業務

### (2) 二之丸御殿以外の重要文化財の工事前倒し

- ・ 二之丸御殿修理後の第4期工事として予定していた門や蔵等の重要文化財について、その緊急性に応じ、第3期工事として前倒し実施。特に緊急性が高い東南隅櫓北方多門塀（本年春に漆喰が剥落）について、令和6年度に本格修理に着手。
- ・ その他の重要文化財についても、二之丸御殿修理と並行して修理を行う。

#### 【令和6年度の予定】

- 二之丸御殿修理基本計画策定業務  
期 間：令和6年度～令和7年度（2か年）
- 東南隅櫓北方多門塀修理工事  
期 間：令和6年度～令和7年度（2か年）

## 3 その他の指定文化財

二之丸御殿修理と並行して修理を行うその他の指定文化財は、不特定多数の人が出入りする指定文化財と、不特定多数の人が出入りしない指定文化財とに分類し、それぞれ以下の手順で行う。

### (1) 不特定多数の人が出入りする指定文化財

不特定多数の人が出入りする指定文化財は、修理工事の際に耐震改修工事を行い、耐震性能を確保する。

また、修理の順番は、耐震基礎診断の結果を踏まえて判断したい。

### (2) 不特定多数の人が出入りしない指定文化財

現在の保存活用計画では、指定文化財建造物すべて、内部を活用することになっているが、蔵などの内部を活用することは、給排水設備や電気設備の敷設が困難であることなどから現実的ではないため、所内で検討して活用方法を検討する。

## 第4次障壁画保存修理事業の一部変更について

## 1 変更の内容

修理に使用する材料の高騰により、白書院天井画1面(正方形(大))について、第5次以降の障壁画保存修理事業に繰り越し、第5次以降に繰り越し予定であった天井画1面(正方形(小))については、第4次で実施し、5箇年で133面の本格修理を実施する。

## 2 実施概要

(1) 年間99,338千円(半額国庫補助)の予算とし、5箇年で133面の本格修理、杉戸絵5面の応急修理を行う計画とする。ただし、応急修理は、修理計画の策定にむけた剥落止め業務である。

修理予算の確保に向けては、引き続き文化庁と京都市が協議・連携しながら進めていく。

(2) 第3次保存修理事業で実施していた大広間、遠侍の修理を継続し、白書院一之間の天井画を修理する。

変更後(凡例 \* ⇒1面について、工程の途中まで進め、残りの工程は次年度に完成させる。)

■ 変更後の面数

(図1-1～図1-2)

( )内は変更前の面数

年	年度	本 格 修 理					応 急 修 理						
		棟	部屋	形状	面数	小計	棟	部屋	形状	面数	小計	計	
1 年 目	R03	遠 侍	一之間	長押上貼付	8	8	遠 侍	西入側式台 南入側境	杉戸	1		1	
				戸襖	12								
		大 広 間	四之間	長押上貼付	2	14							
				折上(長)	1								
				正方形(小)	2								
白 書 院	一之間 天井	長方形	1	4									
2 年 目	R04	遠 侍	一之間	長押上貼付	2	8	遠 侍	西入側式台 北入側境	杉戸	1		1	
				三之間	長押上貼付								4
				四之間	長押上貼付								2
		大 広 間	三之間	戸襖	1	5							
				四之間	長押上貼付								4
				白 書 院	一之間 天井								折上(台)
		折上(長)	6										
		3 年 目	R05	大 広 間	三之間	戸襖							11
長押上貼付	6												
白 書 院	一之間 天井			正方形(大)	8	9							
				長方形	1*								
4 年 目	R06	大 広 間	二之間	貼付	1	14	黒 書 院	南入側中央	杉戸	1		1	
				戸襖	6								
				長押上貼付	4								
				三之間	戸襖								2
		白 書 院	一之間 天井	長押上貼付	1	15 (16)							
				折上(台)	3								
				折上(長)	3								
				正方形(小)	0(1)								
		正方形(大)	1										
		長方形	8(8*)										
5 年 目	R07	大 広 間	一之間	貼付	2	15	白 書 院	東入側北 入側境	杉戸	1		1	
				長押上貼付	4								
				帳台構上蟻壁	1								
				帳台構襖	4								
				帳台之間	帳台構襖								4
		白 書 院	一之間 天井	折上(台)	2	15 (14)							
				折上(長)	4								
				正方形(小)	2(0)								
				正方形(大)	2(3)								
				長方形	4								
		大床上	1										
合 計												5	

## 本丸御殿障壁画の公開活用と保存について（案）

## 1 杉戸の展示・収蔵方法の検討

## (1) 考え方

杉戸は、観覧経路等に位置することから、取り外す。

建造物の内観を出来る限り保持するため、当面は一組二枚（二面）のみを室内に展示し、他の杉戸絵は、復元土蔵南収蔵庫に収蔵する。

## (2) 展示方法について

畳の上に自立させる展示用フレームの仕様を検討中である。

## (3) 展示場所について

杉戸は、御書院雲鶴の間一～三之間及び御常御殿納戸に展示収蔵する計画としていた。

しかし、御常御殿納戸は、正面の建具を透明雨戸に交換することにしたことから、年間積算照度を目標値以下に抑えることが難しくなったため、御常御殿納戸に設置することは取り止め、御書院雲鶴の間二の間に、杉戸フレーム1台を設置し、杉戸一組を展示する。

杉戸の展示替えについては、別途検討する。

## 2 文化財に与える影響とその対策

## (1) 環境調査について

## ・温湿度調査

今年度の夏季から障壁画のある御書院と御常御殿の温湿度データロガーによる調査を開始している。今後も継続する。

## ・照度・紫外線調査

来年度から、本丸で使用できる調査機器を増強し、御常御殿の各部屋について照度・紫外線の調査を開始できるようにする。

安全に計測するため、照度・紫外線センサーは障壁画の手前に箱等に取り付ける形で床置きにする。障壁画の各位置の積算照度は、休殿日に手持ちの照度計で計測し、床置きの照度データロガーの数値との差を割り出して計算する。

## (2) 自然光について

## ・紫外線

修理完了後、令和5、6年度に掛雨戸は透明雨戸（注1）を部分的に導入する。在来の雨戸は、一部を透明雨戸とし、それ以外は閉じる。今後の調査の結果次第で、建物の保存の観点を考慮しつつ、UVカットの障子紙や透明雨戸のさらなる導入を検討する。

（注1）二の丸御殿で採用している透明雨戸は、素材が紫外線をカットする機能があり、透明雨

戸から入る自然光による紫外線は、ほぼ完全に遮断できるものである。

#### ・照度

現在の計画では、本丸御殿の公開は、一日 7 時間 40 分、年間 332 日を予定している。CIE (注 2) の中応答度 (注 3) の年間積算照度、150,000lx・h/y (注 4) を超えないようにするため、御常御殿については、ローテーションによる公開を検討している。

また、次年度の年度末までの積算照度の値を確認した時点で、ローテーションの見直しを図る。

(注 2) Commission Internationale de l'Eclairage (CIE157-2004) Control of Damage to Museum Objects by Optical Radiation.

(注 3) 光に対する応答度が中程度である変質しやすい材料を含むもの。例：衣装、水彩画、パステル画、タペストリー、印刷物や素描、原稿、模型、ディステンパー画 (にかわによる絵)、壁紙、グワッシュ画 (不透明水彩画)、染めた皮革、植物標本や毛皮や羽毛を含むほとんどの歴史的天然物。

(注 4) CIE の中応答度の基準では、照度の上限は 50lx と設定されているが、運用上 50lx を上限とすることは難しいため、積算照度の上限を超えないことを目指す。

#### (3) 人工光について

各部屋の天井面中央に設置される既存灯は、LED 電球を採用する。補助照明も同じく LED 電球を採用し、画面に対する照度を既存灯からの照射を加算した上で、照明器具と照度を検討する。

#### (4) 虫害等、生物被害について

気密性の低い御殿内においては、虫害等の生物被害が発生する可能性が高く、実際、障壁画の画面には、虫損による本紙の欠失 (食害) は非常に多い。これ以上本紙が欠失することを避けるため、トラップの設置をはじめとして定期的にモニタリングを行い、適切な忌避剤の導入や、頻繁に清掃を行う等、IPM (注 5) を徹底する。

(注 5) Integrated Pest Management (総合的有害生物管理) の略。1965 年、国連食糧農業機関 (FAO) において農業面での害虫防除の方法として提唱されたもので、「あらゆる適切な防除手段を相互に矛盾しないかたちで使用し、経済的被害を生じるレベル以下に害虫個体群を減少させ、かつその低いレベルに維持するための害虫個体群の管理」と定義されている。

#### (5) デジタル複製について (衝立)

玄関取次の中の衝立《大鷹図》については、外気に直接接触することから、デジタル複製を製作し、原本は、復元土蔵南収蔵庫に収蔵する。

#### ＜参考資料＞本丸御殿障壁画について

現在、二条城で「本丸御殿」と呼ばれる建物は、明治 26-7 年 (1893-4)、京都御苑内にあった桂宮家の邸宅の一部を、二条城の本丸に移築、改修したものである。〈玄関〉、〈御書院〉、〈御常御殿〉、〈台所〉の四つの建物からなる。宮家の邸宅の遺構として貴重であり、昭和 27 年 (1952)、国の重要文化財 (建造物) に指定された。建物内には、237

面の障壁画が残されている。

資料 2-1-3

## 「二条城障壁画 展示収蔵館」令和5年度原画公開について

「二条城障壁画 展示収蔵館」（以下、「展示収蔵館」）は、昭和57年に美術工芸品として重要文化財指定を受けた二之丸御殿障壁画を恒久的に保存するため、二条城築城400年を記念して、平成15年より建設を始め、平成17年10月10日に開館した。

現在、「展示収蔵館」では年間4期にわたり原画公開を行っており、今年度の内容は下記の通りである。なお、入館者の人数制限を行わず、また、ギャラリートークは実施しないこととした。

### 春期原画公開「花の回廊 ～〈黒書院〉牡丹の間～」

- a 会期 令和5年4月20日（木）～6月18日（日）[60日間]
- b 内容 寛永期の廊下の障壁画を偲ばせる《牡丹図》と、明治時代に大広間と遠侍の納戸から牡丹の間の戸襖に貼りなおされた《梅図》を公開した。
- c 出品障壁画 〈黒書院〉牡丹の間《牡丹図》《梅図》
- d 総入館者数 15,929人（昨年度10,782人※昨年度開催日数60日間）

### 夏期原画公開「勅使を迎える青楓 ～〈遠侍〉勅使の間～」

- a 会期 令和5年7月13日（木）～9月10日（日）[60日間]
- b 内容 桃山時代の画風を残す、朝廷のために描かれた勅使の間の障壁画のうち、上段の間の障壁画を展示した。
- c 出品障壁画 〈遠侍〉勅使の間《楓檜桃小禽図》
- d 総入館者数 16,530人（昨年度10,363人※昨年度開催日数60日間）

### 秋期原画公開「菊と扇 ～〈黒書院〉四の間～」

- a 会期 令和5年10月5日（木）～12月3日（日）[60日間] <現在開催中>
- b 内容 寛永3年の御水尾天皇の行幸の際に、公卿たちの宴席の場となった黒書院四の間の全ての障壁画を公開する。
- c 出品障壁画 〈黒書院〉四の間《菊図》《秋草扇面散図》
- d 総入館者数 15,976人（昨年度12,646人※昨年度開催日数60日間）

### 冬期原画公開「松に囲まれ春を待つ ～〈黒書院〉三の間～」

- a 会期 令和5年12月21日（木）～令和6年2月21日（水）[60日間]
- b 内容 松が厳粛な晴れがましさを感じさせる一方、季節を表す花鳥を加え、浜辺の風景をパノラミックに描く三の間の障壁画を公開する。
- c 出品障壁画 〈黒書院〉三の間《松図》《浜松図》
- d 総入館者数 19,379人（昨年度13,165人※昨年度開催日数60日間）